

倉吉都市計画マスタープラン策定(見直し)の概要

1. 計画の位置づけと役割

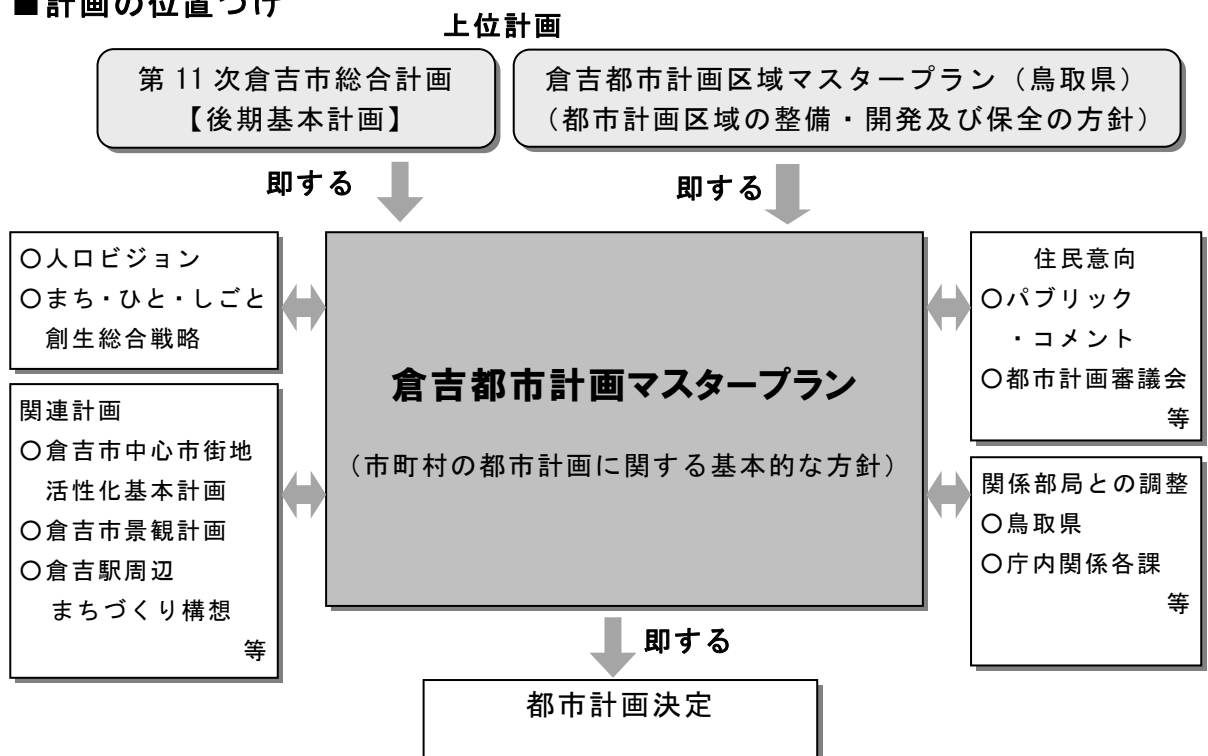
都市計画の方針を定めるもの。

法定の都市計画マスタープランには次の2つがあり、本計画は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。

マスタープランの種類	根拠法	概要	作成機関
都市計画区域の整備・開発及び保全の方針 (区域マスタープラン)	都市計画法 第6条の2	都市計画区域や複数の都市計画区域を対象とし、都市計画の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針等を定めるもの。	都道府県
市町村の都市計画に関する基本的な方針 (市町村マスタープラン)	都市計画法 第18条の2	市町村の区域を対象とし、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの。	市町村

本計画は、人口減少や高齢化、地方分権の進展などの社会情勢の変化を踏まえながら、上位計画である「第11次倉吉総合計画【後期基本計画】」や鳥取県が策定した「倉吉都市計画区域マスタープラン」並びに関連計画の「中心市街地活性化基本計画」等に即した計画で、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にするもので、概ね20年後の都市の姿を展望した上で基本的な方向を定めるものです。

■ 計画の位置づけ



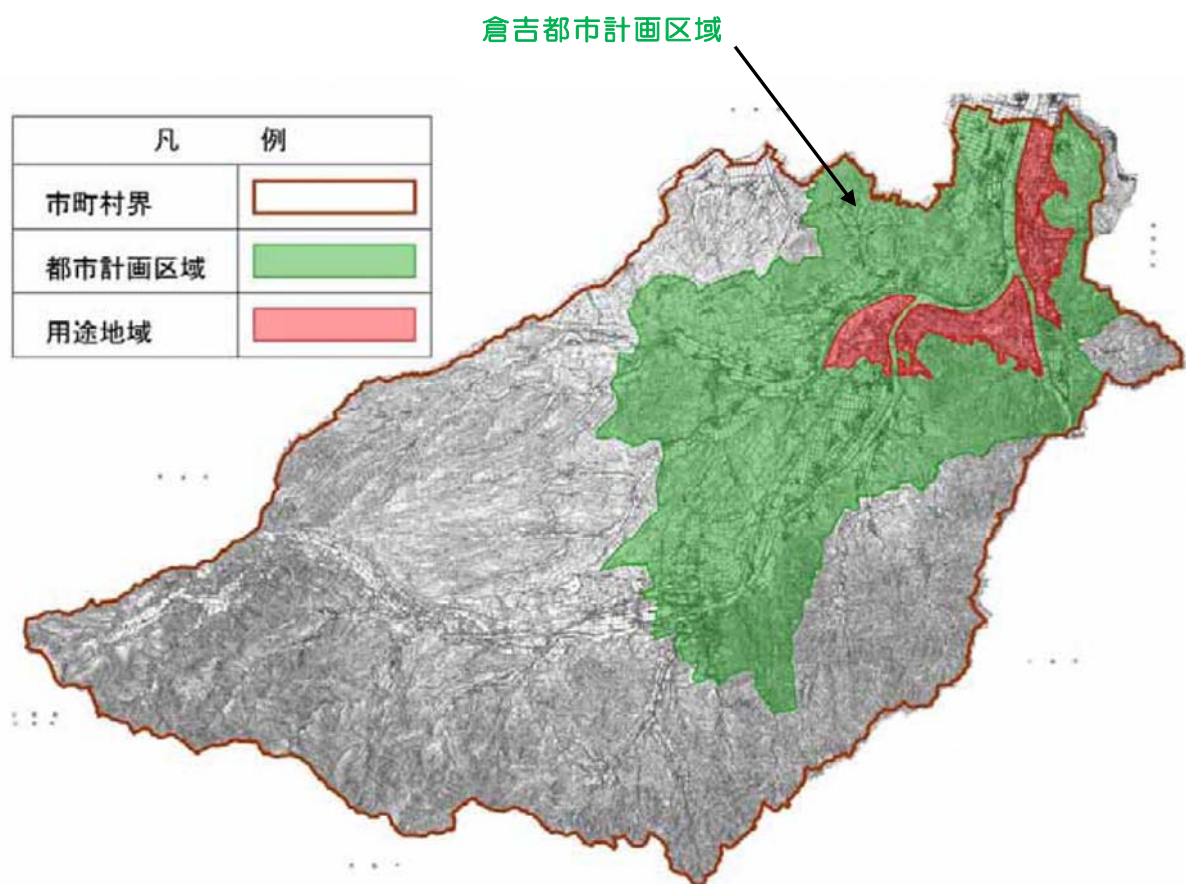
2. 計画の対象範囲

対象範囲は倉吉市全域

「都市計画マスタープラン」は、都市計画の指針であり、都市計画区域を基本とするものですが、本計画においては、市域の一体的かつ総合的なまちづくりを推進するため、都市計画区域外を含む市域全域を計画対象とします。

また、倉吉市総合計画では「自然・住居・産業がバランスよく調和した土地利用を進める」ことを目標に定めており、本計画においても、これを踏まえながら都市計画区域と区域外の調和を図り本市の都市像を示します。

■対象範囲



3. 都市計画マスタープラン見直しの背景

社会経済情勢の変化への対応

現在の倉吉市都市計画マスタープラン（H20. 7）が策定されてから、8年が経過しています。その間に、都市を取り巻く社会経済情勢の変化への対応と、上位・関連計画の内容を踏まえながら、都市計画マスタープランを更新していく必要があります。

時期	主な都市の変革	主な出来事
H16	■用途地域変更(倉吉駅北側の一部を第1種住居地域から近隣商業地域へ)	■都市計画区域マスタープラン策定(鳥取県) ■景観法が制定 ■倉吉・関金合併協議会設置
H17		■国勢調査人口 52,592人(前回比▲1,435人) ■倉吉市・関金町合併■景観行政団体へ移行
H18		■街なみ環境整備事業修景補助開始
H19	■北条倉吉道路(L=6.1km)供用開始 ・倉吉市旭東町土地区画整理事業完了(組合施工)	■倉吉市景観計画及び倉吉市景観条例を施行 ■本町通りアーケード撤去
H20		■倉吉都市計画マスタープラン策定(倉吉市) ■倉吉淀屋保存修理事業完成
H21	■都市計画道路鴨川秋喜線の廃止(西倉吉工業団地の再整備) ■国道179号JR跨線橋拡幅、小田橋西詰のJRと県道立体交差化完了	
H22	■打吹玉川伝統的建造物群保存地区指定拡大	■定住自立圏形成協定締結(1市4町) ■国勢調査人口 50,720人(前回比▲1,872人) ■景観形成重点区域を指定■小川氏庭園 国登録記念物登録
H23	■用途地域変更(倉吉駅周辺の一部を第1種住居地域から商業地域へ) ■倉吉駅橋上化(自由通路、北口広場 竣工) ■市道八屋福庭線事業着手	■第11次倉吉市総合計画(前期基本計画)策定 ■東日本大震災発生
H24	■用途地域変更(西倉吉町の一部を準工業地域から第1種住居地域へ) ■倉吉駅周辺整備(JR倉吉駅竣工、駅北地区画整理)完了	■県外企業の誘致が進む(ワールドファームなど)
H25	■倉吉斎場竣工(円谷町) ■倉吉道路(倉吉IC~倉吉西IC)L=3.3km供用開始	
H26		■市防災センター稼働開始 ■県外企業誘致続く(株モリタ・グッドスマイルカーニなど)
H27	■特別用途地区(準工業地域に大規模集客施設制限地区を指定)を設定 ■駅周辺都市計画道路の変更・廃止 (【都】八屋福庭線JR高架部廃止、【都】上井羽合線延伸ほか)	■国勢調査人口 48,534人(前回比▲2,186人) ■鳥取看護大学開設 ■中心市街地活性化基本計画策定・総理大臣認定
H28		■第11次倉吉市総合計画【後期基本計画】策定



【今後の都市構造の変革要因】

- ・一般国道313号「倉吉関金道路」や(都)上井羽合線(旧駅北通り線)などの幹線道路整備
- ・西倉吉工業団地などへの企業誘致
- ・駅周辺の基盤整備の完了による駅北側の活性化など

以下の視点に重点を置き、都市計画マスタープランの見直しを進めていきます。

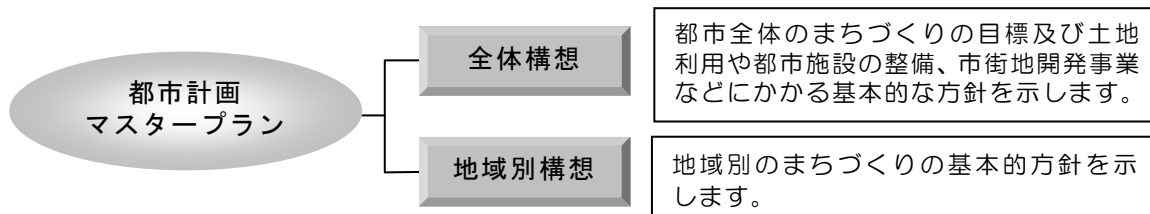


- ①上位・関連計画との整合
- ②幹線道路の供用開始等、道路、交通環境の変化への対応
- ③人口や産業、土地利用動向など、将来見通しを踏まえた検討
- ④無秩序な市街地の外延化の防止や市街地のストックを活かした都市づくりへの対応
- ⑤中山間の拠点となる地域づくりと中心市街地とのネットワーク形成への対応

4. 倉吉都市計画マスタープランの構成

全体構想・地域別構想

都市計画マスタープランは、倉吉市全体の土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業などにかかる基本的な方針を示す「全体構想」と、地域別のまちづくりの基本的な方針を示す「地域別構想」を主な内容として、構成します。



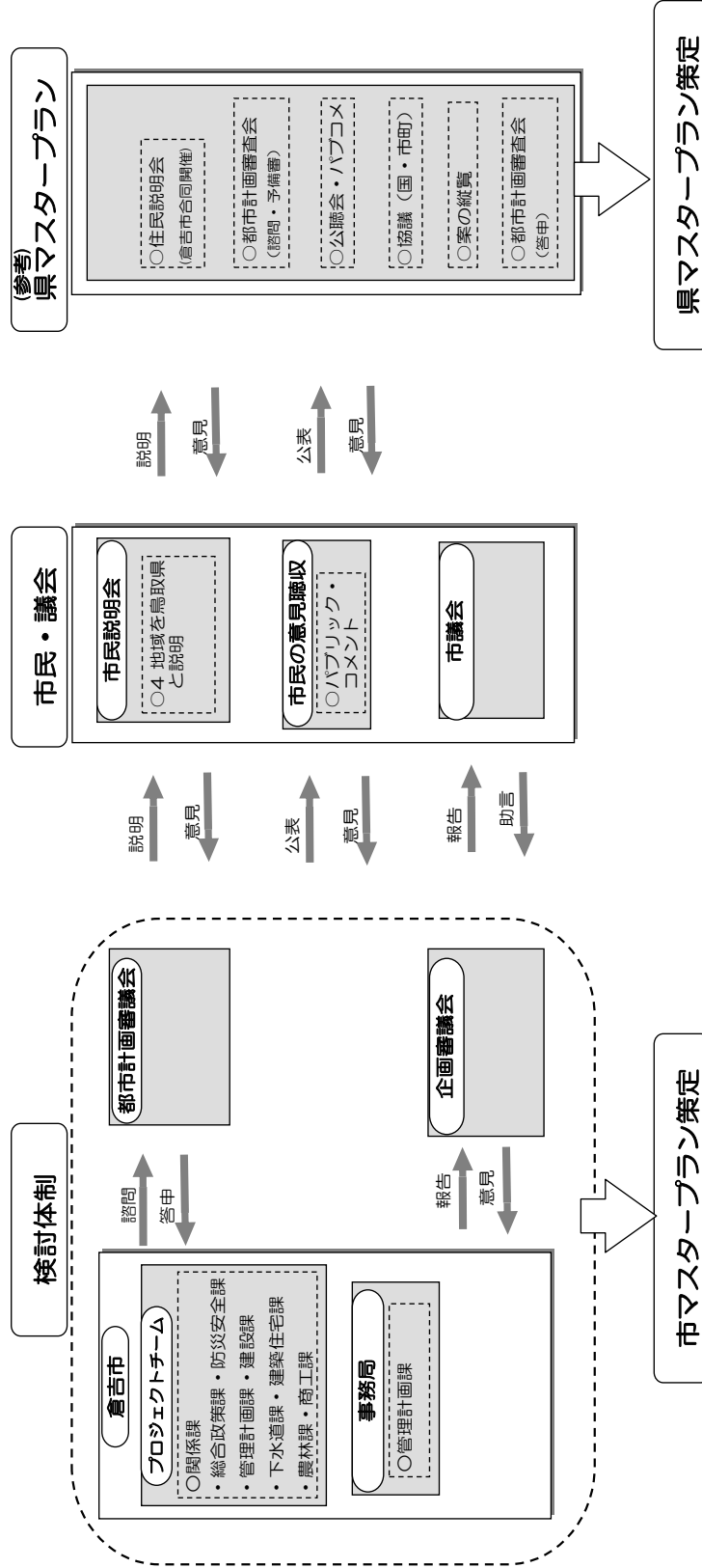
■構成(案)



5. 策定体制(案)

■ 策定体制

倉吉都市計画マスタープラン策定体制

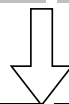


6. 策定スケジュール(案)

■スケジュール

■倉吉市都市計画マスタープラン策定スケジュール(案)

	時期	都市計画審議会	プロジェクトチーム	議会	市民	マスタープラン
平成28年度	8月	都市計画審議会 (第1回) ○諮問 ■今後の進め方 ■現状分析等	検討会			たたき台作成
	9~12月					
	1月	都市計画審議会 (第2回) ■たたき台の協議等	検討会			素案作成
	1~3月				市民説明会(4地区) 県と市で説明 ■県・市マスの説明	



	時期	都市計画審議会	プロジェクトチーム	議会	市民	マスタープラン
平成29年度	4月	都市計画審議会 (第3回) ■市民説明会報告 ■素案協議	検討会			案作成
	5月			議会報告	パブリック・コメント ■案公表 ■意見聴収	
	6月~9月	都市計画審議会 (第4回) ○答申 ■ハブコメ報告 ■案の承認	検討会	議会報告		印刷 ■報告書印刷 ■概要版印刷